

# 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業所の運営規程

## 福祉用具販売・レンタルコスモスネット運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社コスマスネットが開設する特定福祉用具販売事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者（以下「専門相談員等」）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 福祉用具販売・レンタルコスマスネット
- ② 所在地 長野市篠ノ井会 614番地1

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防の職員との兼務）

- ① 管理者 1名（常勤職員）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たるものとする。
- ② 専門相談員 2名以上（常勤職員2名以上）  
専門相談員は、適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、8月15日から8月16日及び12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び利用料等)

第6条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法は次のとおりとし、特定福祉用具販売を提供した場合の販売金額の額は別紙料金表によるものとする。

- ① 専門相談員は特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況、利用者の希望、そのおかれている環境を踏まえ選定し、専門的知識に基づき特定福祉用具の機能、使用方法、料金等に関する情報を提供する。
  - ② 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状況に応じて特定福祉用具の調整、使用方法の指導を行う。
- 2 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。
- 3 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の金額は、別に定める料金表に記載されている額とし、当該特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。
- 4 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売に要した交通費は、実費を徴収する。
- 5 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。
- 6 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長野市・千曲市・須坂市・小川村区域とする。

(その他運営についての留意事項)

- 第8条 事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 繼続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社コスマスネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規定は、令和2年3月1日から施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 16 日から施行する。